

朝来市議会意見箱設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、市民の多様な意見の議会活動への反映及び議会の広聴機能の充実・強化を図るための意見箱（以下「意見箱」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「意見」とは、議会に対する質問、意見、要望、提言及びその他これらに類するものをいう。

(提出の方法)

第3条 意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。

- (1) 市役所本庁舎及び支所に設置された意見箱への投かん
- (2) 郵送
- (3) 電子メール
- (4) ファクシミリ

2 前項の規定による提出は、朝来市議会事務局及び意見箱設置場所に備えられた、又は市議会ホームページからダウンロードした意見用紙（別記様式）によるものとする。

(提出の条件)

第4条 提出する意見の内容は、次の各号のいずれにも該当してはならない。

- (1) 特定の者又は団体の通信の秘密又はプライバシーを侵害するもの
- (2) 特定の者又は団体を誹謗、中傷又は差別するもの
- (3) 著作権等、特定の者又は団体の知的財産権を侵害するもの
- (4) 前号に掲げるもののほか、特定の者又は団体の権利又は利益を侵害するもの
- (5) 偽造、虚構又は詐欺的なもの
- (6) 法令又は条例等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (7) 営利を目的としたもの
- (8) 執行機関に対する意見であるもの

2 議長は、提出された意見が前項各号のいずれかに該当するとき、又は意見用紙に氏名及び住所が記載されていないときは、意見を提出した者に対し回答をせず、又は公表しないことができる。

(意見等の処理)

第5条 提出された意見は、「市議会意見箱の意見の取扱い」（別記）に基づき処理するものとする。

(個人情報の保護)

第6条 提出された意見に含まれる個人情報については、朝来市個人情報保護条例（平成24年朝来市条例第1号）に基づき適正に管理するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月7日から施行する。

別記（第5条関係）

市議会意見箱の意見の取扱い

